

# 大阪市教育委員会事務局総務部文化財保護課の行う

## 後援名義の使用及び賞状交付に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国、地方公共団体、民間企業又は民間団体等が主催する事業について、事業の主催者から大阪市教育委員会（以下「委員会」という。）の後援名義の使用及び賞状交付に関し、大阪市教育委員会事務局総務部文化財保護課（以下「文化財保護課」という。）に申請があったものの必要な取扱いを定める。

(定義)

第2条 この要綱における「後援」とは、主催者が主催する事業等に対して、委員会がその事業等の趣旨に賛同し、奨励の意を表して名義の使用のみを承認することによって支援することをいう。

(主催者の要件)

第3条 主催者が次の各号のいずれかに該当するものであること。

- (1) 国、地方公共団体、公共的団体、公益法人及びこれに準ずる団体
- (2) 新聞社、放送会社等、公共性の高い団体
- (3) 国、地方公共団体が補助金によって助成している団体
- (4) 前各号に該当しない団体で、次のすべての要件を具備しているもの
  - ア 主催者の存在が明確であること
  - イ 規約、会則等の定めがあり、団体意思が明確であること
  - ウ 事業遂行能力が十分であること
  - エ 営利を目的とするものでないこと

2 前項の規定による主催者の団体の代表者及び役員並びに業務に従事する者が大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

(事業の要件)

第4条 事業の内容が次の各号のいずれにも該当するものであること。

- (1) 大阪市及び委員会が推進する政策並びに施策に寄与するものであること
- (2) 目的が、文化財及び伝統芸能の振興に寄与するものであること
- (3) 広く一般市民を対象とした事業で、原則として会場が大阪市内であること
- (4) 特定の政党又は宗教の利害に関係ないものであること
- (5) 営利、宣伝等を目的としないものであること
- (6) 事業実施にあたって、公衆衛生上かつ災害防止上、十分な措置が講じられているもの
- (7) 事業実施にあたって、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」を遵守し、行われるものであること
- (8) その他教育長が後援を行う必要があると認められる事業

#### (申請手続)

第5条 申請者は、後援名義使用承認申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、後援等の名義使用に係る行事の実施日30日前までに文化財保護課に提出しなければならない。

ただし、特別な事情がある場合は、この限りではない。

- (1) 主催者の設立趣旨又は活動状況を明らかにする書類
- (2) 主催者の団体規約・定款・会則等
- (3) 主催者の役員名簿
- (4) 事業の計画を明らかにする書類
- (5) 事業の予算収支を明らかにする書類
- (6) その他委員会が必要と認める書類

#### (承認手続)

第6条 委員会は、前条の規定に基づく申請があった場合は、申請者に対し、第3条及び第4条で定める要件に基づき審査を行い、後援名義使用を承認する場合は、後援名義使用承認通知(様式第2-1号)により、重ねて賞状を交付する場合は、後援名義使用承認並びに賞状交付通知(様式第2-2号)により通知する。承認しない場合は、不承認の理由を明記して、後援名義使用不承認通知(様式第3号)により通知する。

#### (承認条件)

第7条 委員会は、前条に規定する後援等の名義使用の承認に際し、次に掲げる条件を付する。

- (1) 申請者は、後援等の名義使用を当該事業以外に行わない。
- (2) 後援等の名義使用の期間は、承認した日から当該事業終了時までとする。
- (3) 事業実施に要する経費は、原則として主催者で負担すること。
- (4) 事業実施に際して、金品の寄付、援助、事業参加及び加入を強要してはならない。

また、事業の実施に当たっては主催者の責任において行い、十分な指導管理の体制をつくり、事故の発生の未然防止に万全を期すこと。

#### (承認後の内容変更・中止)

第8条 申請者は、後援等の名義使用承認を受けた後、第5条各号に掲げる書類の内容に変更が生じた場合は、速やかに、事業変更・中止届(様式第4号)を提出しなければならない。

#### (承認の取消)

第9条 委員会は、後援等の名義使用を承認した後、主催者又は当該の事業が次のいずれかに該当する場合は、申請者に対し、後援名義使用承認取消通知(様式第5号)により理由を明記して当該承認を取り消し、以後の申請に対して承認しないことがある。

- (1) 第3条又は第4条で定める要件を満たさなくなると認められるとき
- (2) 申請書類等の内容と著しい相違が認められるとき
- (3) 前2号に掲げるもののほか、不相当と認められる行為があったとき

2 前項の規定によって承認が取り消されたことにより主催者に損害が生じた場合、委員会はその責めを負わない。

3 第1項の規定によって承認が取り消されたことにより委員会に損害が生じた場合、主催者はその損害を賠償しなければならない。

#### (事業完了報告)

第10条 申請者は、後援名義使用承認事業完了報告書(様式第6号)さらに賞状の交付を受けた者は、賞状受賞者報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、後援等の名義使用に係る事業完了後速やかに提出しなければならない。

(1) 事業の決算収支を明らかにする書類

(2) 事業の実施に際して配布したパンフレット、ポスター、及び配布資料等

(3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める書類

#### (免責)

第11条 委員会が後援名義等の承認をした事業において、発生した事故等について委員会は損害賠償その他の責任を負わないものとする。

#### (賞状の交付)

第12条 教育長は、後援名義使用を承認した事業について賞状を交付することができる。

2 賞状交付については、専門的な見地により、公平に審査が行われているものでなければならない。

#### (その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、後援及び賞状交付に関し必要な事項は、教育長が定める。

#### 附 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

(様式第1号)

後援名義使用承認申請書

令和 年 月 日

大阪市教育委員会教育長 様

申請団体所在地

申請団体

ふりがな

代表者

生年月日 年 月 日生

下記の計画に基づき事業を実施いたしたく、貴教育委員会の後援名義の使用を承認されますよう、関係書類を添えて申請いたします。

記

1. 事業計画

(1) 事業名

(2) 目的 (文化財や伝統芸能等の振興に寄与するものであること。)

(3) 主催

(4) 実施日 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

(5) 実施場所

(6) 参加対象者

(7) 参加料 (入場料、出展料等)

(8) チケットの販売方法 (有料の場合)

(9) 事業の周知方法

(10) 後援予定団体

(11) 賞状 有り ・ 無し → 有りの場合 \_\_\_\_\_ 枚

2. 前回承認年月日等

令和 年 月 日付 大市教委第 号

3. 連絡先（通知等送付先）

郵便番号 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_

担当者名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

F A X 番号 \_\_\_\_\_

E - mail \_\_\_\_\_

4. 添付書類

- (1) 事業計画書（企画書、式次第、チラシ原案等）
- (2) 規約（主催団体の概要を明らかにするもの）
- (3) 役員名簿
- (4) 収支予算書

5. 誓約事項

- (1) 申請団体は、後援名義の使用に際して「大阪市教育委員会事務局総務部 文化財保護課の行う後援名義の使用及び賞状交付に関する要綱」の規程を遵守する旨に同意します。
- (2) この事業は、暴力団の利益になり、又はなるおそれはありません。  
また、申請者の役員、従業員、社員その他の構成員は、暴力団員または 暴力団密接関係者ではありません。

6. 留意事項

- (1) 申請後、事業計画に変更が生じた場合は直ちに書面にて届け出て下さい。
- (2) 事業終了後は速やかに報告書を提出してください。
- (3) 後援名義の対象となる事業は、広く市民に対して実施するものに限りします。

(様式第2-1号)

大 市 教 委 第        号  
令 和    年    月    日

( 申請団体名        )

様

大 阪 市 教 育 委 員 会  
教 育 長

後援名義の使用承認について (通知)

令和 年 月 日付で申請のありました「・・・・・・・・・・・・・・・・」につきましては、  
後援名義使用を次の条件のもとに承認いたします。

記

- 1 申請書記載の事業計画を変更したときは直ちに届け出ること。
- 2 事業実施に際しては、積極的に教育文化の振興に寄与するよう留意し、特定の政党や宗教の利害、または営利を目的とする活動をしてはならない。
- 3 事業実施に要する経費は、原則として主催者で負担すること。  
また、事業の実施に当たっては主催者の責任において行い、十分な指導管理の体制をつくり事故の発生の未然防止に万全を期すこと。
- 4 事業実施に際して、金品の寄付、援助、事業参加及び加入を強要してはならない。
- 5 事業終了後、報告書を速やかに提出すること。

(様式第2-2号)

大 市 教 委 第        号  
令 和    年    月    日

( 申請団体名        )

様

大 阪 市 教 育 委 員 会  
教 育 長

後援名義の使用承認並びに賞状交付について (通知)

令和 年 月 日付で申請のありました「・・・・・・・・・・・・・・・・」につきましては、  
後援名義使用並びに賞状交付を、次の条件のもとに承認 いたします。

1. 賞状交付点数        教 育 委 員 会 賞 状        点
2. 申請書記載の事業計画を変更したときは直ちに届け出ること。
3. 事業実施に際しては、積極的に教育文化の振興に寄与するよう留意し、特定の政党や宗教の利害、または営利を目的とする活動をしてはならない。
4. 事業実施に要する経費は、原則として主催者で負担すること。  
また、事業の実施に当たっては主催者の責任において行い、十分な指導管理の体制をつくり事故の発生の未然防止に万全を期すこと。
5. 事業実施に際して、金品の寄付、援助、事業参加及び加入を強要してはならない。
6. 事業終了後、報告書を速やかに提出すること。

以上の事項を遵守できない場合及び後援することが不相当と認められる場合には、後援名義の使用を取り消し又は以後の後援名義の使用を承認しないことがある。

(担当) 〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20  
大阪市 教育委員会事務局 総務部  
文化財保護課 TEL 06-6208-9030  
Mail : ua0010@city.osaka.lg.jp

(様式第3号)

大 市 教 委 第      号  
令 和    年    月    日

( 申請団体名      )

様

大 阪 市 教 育 委 員 会  
教 育 長

後援名義使用の不承認について (通知)

令和 年 月 日付で申請のありました「・・・・・・・・・・・・・・・・」につきましては、  
下記のとおり不承認といたしましたので、通知いたします。

記

1 主 催

2 事 業 名

3 実 施 日      令和    年    月    日 ( )  
                  ~ 令和    年    月    日 ( )

4 実施場所

5 不承認の理由

(例) 申請された事業内容を検討した結果、文化財や伝統芸能の振興に寄与する内容であるとは考えられないため、当該事業に関して後援名義使用を承認できないと判断する。

(担当) 〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20  
大阪市 教育委員会事務局 総務部  
文化財保護課 TEL 06-6208-9030  
Mail : ua0010@city.osaka.lg.jp

(様式第4号)

令和 年 月 日

大阪市教育委員会教育長 様

申請団体所在地 〒 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_

申請団体名 \_\_\_\_\_

代表者職・氏名 \_\_\_\_\_

事務局連絡先電話 \_\_\_\_\_

FAX \_\_\_\_\_

担当者 \_\_\_\_\_

事業変更・中止届

令和 年 月 日付大市教委第 号で後援名義使用承認を受けました下記事項について  
事業計画の変更・中止をしたいので関係書類を添えて申請いたします。

記

1. 事業名

2. 事業変更・中止の理由

3. 事業変更内容

4. 添付内容

(1) 事業要項等 (変更後のもの)

(2) 収支予算書 (変更の場合のみ添付)

(様式第5号)

大市教委第 号  
令和 年 月 日

( 申請団体名 )

様

大阪市教育局  
教育長

後援名義使用承認の取消について (通知)

令和 年 月 日付大市教委第 号で後援名義使用を承認した事業につきましては、  
大阪市教育局事務局総務部文化財保護課の行う後援名義の使用及び賞状交付に関する  
要綱第9条に基づき、下記のとおり承認を取り消しましたので通知いたします。

記

1 主 催

2 事業名

3 実施日 令和 年 月 日 ( )  
～ 令和 年 月 日 ( )

4 実施場所

5 承認取消の理由

※ 「後援：大阪市教育局」の表示を直ちに抹消してください。

(担当) 〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20  
大阪市 教育委員会事務局 総務部  
文化財保護課 TEL 06-6208-9030  
Mail : ua0010@city.osaka.lg.jp

(様式第6号)

後援名義使用承認事業完了報告書

令和 年 月 日

大阪市教育委員会教育長 様

申請団体所在地 〒 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_

申請団体名 \_\_\_\_\_

代表者職・氏名 \_\_\_\_\_

(事務局連絡先等) 電話 \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_

担当者 \_\_\_\_\_

令和 年 月 日付大市教委第 号で承認いただいた事業が次のとおり終了しましたので報告します。

記

1 主 催

2 事業名

3 実施日 令和 年 月 日 ( )  
～ 令和 年 月 日 ( )

4 実施場所

5 後援団体(大阪市教育委員会を除く)

6 事業内容(出演者・講師、内容、参加対象、参加者数、収支計算書等)

※事業内容など別紙資料の添付をお願いいたします。

(様式第7号)

令和 年 月 日

大阪市教育委員会教育長 様

賞 状 受 賞 者 報 告 書

申請団体名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

令和 年 月 日付大市教委第 号で承認いただいた事業に おける  
賞状受賞者が、厳正な審査の結果、下記の者に決定しましたので報告します。

記

事 業 名

受賞者名

※ 絵画、書等、作品名のあるものは作品名も記載してください。